

岡崎ものづくり推進協議会（OMS）ホームページ広告取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、岡崎ものづくり推進協議会が公開・管理するホームページ（以下「OMSホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、「バナー広告」とは、ホームページ内に表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第3条 OMSホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（広告の範囲等）

第4条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2前項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いとOMSが認めたリンク先を含む）のホームページの内容についても準用する。

（広告の掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は1年（年度）単位とする。

（広告の規格等）

第6条 OMSホームページに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

（1）大きさは、「広告掲載枠A」については520×300ピクセルとする。

「広告掲載枠B」については200×80ピクセルとする。

（2）形式は、G I FまたはJ P E G形式とする。

（3）データ容量は、10KB以下とする。

2次の表記、構造は禁止する。

（1）動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等

（2）OMSホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

（3）広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの、または確認・判別が困難なもの

（4）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

（5）アラートマーク

- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（広告枠の売り渡し方法）

第7条 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な価格で売り渡すものとする。

（募集要項）

第8条 広告の募集及び選定は、次に掲げる事項を記した「募集要項」で行う。

- (1) 広告を掲載するホームページのURL
- (2) 広告枠の売り渡し方法
- (3) 広告の掲載位置
- (4) 広告の枠数
- (5) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始日及び終了日）
- (6) 広告料に関する事項
- (7) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

（広告掲載の申込受付）

第9条 広告の掲載申込受付は、別紙様式1「OMSホームページバナー広告掲載申込書」を事務局に提出し、受理されてから実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。